

募集

津別町正規職員募集 (保健師)

採用日 令和7年4月1日
募集人数 若干名
応募資格

- ① 昭和60年4月2日以降に生まれた方
- ② 保健師資格を有する方または令和7年3月までに資格を取得する見込みの方
- ③ 普通自動車運転免許取得者または取得見込みの方

試験日 7月21日(日)

場所 津別町役場
内容 個人面接

申込締切 7月16日(火)
※詳しくは町のホームページをご覧ください

問い合わせ先
庶務係 26 番窓口
☎ 77-8371

募集

陸・海・空自衛隊 募集のお知らせ

幹部候補生 (一般)
応募資格

- 22歳以上26歳未満(20歳以上22歳未満は大卒(見込)含)、修士課程修了者等(見込)は28歳未満

募集

令和6年度オホーツク 管内町村職員採用資格 試験案内(大学卒)

試験実施日 7月14日(日)
試験地 札幌市・美幌町
公示日 5月1日(水)
募集期間
5月1日(水)～
6月7日(金)消印有効
願書配布期間
5月1日(水)～6月7日(金)
試験申込書等の設置場所
(設置は公示日以降)
●管内町村役場並びに総合支所(東藻琴・生田原・丸瀬布・白滝)、湧別庁舎
●北見市役所、北見市総合支所(常呂・端野・留辺蘂)、網走市役所、紋別市役所
●オホーツク町村会(網走市北7条西3丁目 オホーツク合同庁舎2階)
●北見市若者就活応援センター(北見市大通西3丁目1番地1)
●北海道町村会(札幌市中央区北4条西6丁目 北海道自治会館6階)
●札幌学生職業センター(札幌市中央区北4条西5丁目 幌市中央区北4条西5丁目)

募集

津別町正規職員募集 (社会人枠)

採用日 令和6年8月1日
募集人数 若干名
応募資格

- ① 昭和60年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた方
- ② 学校教育法による高等学校以上を卒業した方
- ③ 民間企業等での経験年数が3年以上の方(民間企業等での経験年数は、正規社員として勤務した期間とし、アルバイト・派遣社員等の期間は含みません。ただし、大学院の期間は経験年数に含みます)

試験日 5月26日(日)

場所 津別町役場
内容 個人面接

申込締切 5月16日(木)
※詳しくは町のホームページをご覧ください

問い合わせ先
庶務係 26 番窓口
☎ 77-8371

受付期間 6月13日(木)まで
試験日(筆記試験) 6月22日(土)
試験場所 帯広市

幹部候補生 (歯科薬剤師)
応募資格

- 6年制の学部修了者(見込) 20歳以上28歳未満

受付期間 6月13日(木)まで
試験日(筆記試験) 6月22日(土)
試験場所 帯広市

自衛官候補生
応募資格

- 18歳以上33歳未満

受付期間 年間を通じて行っています。
試験日 5月25日(土)
試験場所 美幌町・釧路市

問い合わせ先
自衛隊帯広地方協力本部
北見地域事務所
☎ 0157-23-6826
ホームページ
<https://www.mod.go.jp/pco/obihiro/>

太陽光発電システム設置費補助金

津別町では、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの導入を促進し、地球温暖化対策に寄与するため、一般住宅に太陽光発電システムを設置する方を対象に補助金を交付します。

※ 工事着手前の事前申請になりますので、設置予定の方は必ず事前にご相談ください。

補助対象者

- ① 町内に住所を有する方で、町内において自ら居住する住宅等に新たに太陽光発電システムを設置する方、または自ら居住するための太陽光発電システム付きの住宅等(新築のものに限る)を購入する方。ただし、借地・借家等に居住している方が設置する場合は、当該土地・建物の所有者の承諾を得ていること
- ② 町税を滞納していない方
- ③ 発電システムの利用状況等について、町が行う調査に協力できる方

補助対象となる太陽光発電システム

- ① 太陽光発電システムの条件(次の全てに適合するもの)
 - ・低圧配電線と逆潮流有りで連結し、電力会社と電灯契約及び余剰電力の売買契約を締結できること
 - ・発電出力が10kw未満の設備であること
 - ・日本工業規格等で認められていること
 - ・未使用であること(中古品は対象外です)
- ② 補助金対象範囲
 - ・太陽電池モジュール、架台、接続箱、インバーター、発生電力量計、直流側開閉器、保護装置、売買電力量計、配線・配線器具の購入、据付、設置工事に関する費用

補助金の額

設置(購入)した太陽光発電システムの最大出力の値(kw表示とし、小数点以下第2位未満は四捨五入)に1kw当り4万円を乗じて得た額。ただし、補助金限度額は12万円となります。

問い合わせ・申請先 産業振興課 再エネ推進係 17 番窓口 ☎ 77-8387

木質ペレットストーブ購入補助費のご案内

地球温暖化防止や津別町の森林資源の地産地消を目指し、木質ペレットストーブを購入する方に対して、購入費の一部を補助します。

補助の対象者

- 津別町内に住所を有し、町内の住宅や事業所、自治会などの活動拠点施設に木質ペレットストーブを設置する方
- 町税を滞納していない方
- 令和7年3月31日までに購入し、設置できる方
- ペレットストーブの使用状況等について、町が行うモニター調査に協力できる方

その他

- 申請様式は町ホームページからダウンロードできます。
https://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp/shigoto_sangyo/saiseienergy/4/1592.html
- 補助の申請及び交付等については、津別町木質ペレットストーブ導入支援事業補助金交付要綱によります。

補助金の額

- ペレットストーブ(中古品を除く)本体(設置費等を除く)の税抜き価格の3分の2以内(千円未満は切り捨て)で、1台25万円を限度とします。

※ 補助を希望される方は、ペレットストーブ購入前に補助の申請手続きを行ってください。



問い合わせ・申請先 産業振興課 再エネ推進係 17 番窓口 ☎ 77-8387